

## 声 明

わが国は年間7万点を超える新刊書籍を発行し、書店で入手できる雑誌も3千タイトルを超える世界で有数の出版大国である。これらの出版物ひとつひとつはそれぞれが貴重な文化の所産であり、これらの出版物によって伝達される著作物等の情報が安定的に保存・提供され、また長期にわたり入手手段を保障されることは国民の利益に資するものである。これは、文字・活字文化振興法の精神にも適うものであるといえる。

この意味から、我々出版者は、日本において出版される書籍を対象としたデジタルアーカイブが構築され、そこに納められた出版物が適切な方法で利用される環境が確立されるべきであると考えている。

このたび国立国会図書館におけるデジタルアーカイブの充実に伴うデジタル情報の活用を図るため、関係権利者ならびに関係省庁によるコンソーシアム設立を目指して協議が開始されることとなり、当協会としてもこの協議に積極的に参加し、出版文化の保護と発展に資する仕組みづくりに協力していくこととした。

もとより、われわれには古来作り上げてきた印刷媒体の出版物の伝統があり、この伝統的な出版文化は継続して著作者、出版者による著作物情報伝達の礎として今後も充実・発展を期していくべきものである。しかし、これと同時にデジタル情報の流通によって、印刷物では考えられないような取り扱いの簡便性、迅速性、網羅性、検索の容易性など、計り知れない利便を我々は手にすることができる。これらを活用し、著作物が広く国民に伝達されることを可能にしていくことは、国の責務であるとともに出版にかかわる著作者、出版者、図書館をはじめとする関係者の社会的責任である。

当然のことながら、デジタルアーカイブの構築ならびにデジタル情報の流通を実現するためには、その前提として、今後も良質な出版活動が継続され、新たな出版物を適正に発行、流通する体制が維持されることが絶対条件である。したがって、以下の点を考慮に入れた環境整備が必須であると考えている。

- 日本の出版文化を守り発展させることによって、日本のみならず世界の文化発展に貢献する仕組みを確立する。
- 出版者の権利の法的裏付け、および、それに基づく関係者間契約実務のルールを確立し、出版者の経済的基盤を損なうことなく、出版者が新たな出版物を継続的に世に送り出す体制を整える。
- 新たなデジタル情報の提供形態が、著作者の創作意欲を低下させたり、出版活動を抑制したりすることのないよう最大限の配慮を行うとともに、既存の出版物流通業務・電子配信事業と有機的に機能する体制をつくる。
- デジタルアーカイブの活用にあたっては、全国民がひとしく享受できる環境を整えるよう配慮する。

2009年11月4日

社団法人 日本書籍出版協会  
理事長 小 峰 紀 雄